

非正規雇用職員2人、 支払われなかった時間外手当を取得！！

Dさんの時間外手当:約2年間さかのぼり、350 時間余の金額

C部局に所属する非正規雇用職員のDさんは、2009年4月から2011年1月までの期間、つまり2年近くのあいだ、ずっと時間外労働（いわゆるサービス残業）を行っていました。その時間外労働時間を集計して組合に相談し、組合がそのデータを当該事務当局に提出したところ、事務当局はそれなりに真摯に対応しました。提出したデータに基づいて事務当局が集計したところ、その期間におけるDさんの時間外労働は350時間あまりになり、北大は2011年度に入って、Dさんにその金額を支払う手続きをとりました。

ただし、Dさんに実際に支払われた時間外手当はおよそ110時間分に過ぎません。その差、約240時間分は欠勤扱いとされ、支払われませんでした。それは、Dさんが手続きをせずに振替休日をとったので、その分を欠勤扱いにして、減額したからだ、とのこと。なぜ、このような事になったのでしょうか。その背景には以下のような事情があります。

Dさんが北大で働き始めてしばらくしたころ、上司のような振る舞いをしていろいろと指示を出す職員（この職員は本来、指示を出す立場ではないことを、Dさんはあとで知った。以下、「上司のような振る舞いの職員」）から、「残業した分は残業代を出せないの、その分を通常の終業時刻より早めに帰ったり、振替の休みとして取って下さい」と言われました。それ以来、Dさんは時間外労働の一部を振替休日に「振替」えて、自宅で家事や子供の世話を精を出すかたわら、その合間や深夜などに大学の仕事を行うことがしばしばありました。

この「上司のような振る舞いの職員」の発言はいくつかの点で看過できない、重大な問題を含んでいますが、そのうちの一つ、「振替の休み」をとって良いとの発言は明らかに北大の就業規則に違反します。他方、Dさんは、北大で働き始めたとき北大から就業規則について何の説明も受けなかったの、就業規則の内容について何も知りませんでした。そのため、この「上司のような振る舞いの職員」の発言に従って「振替の休み」をとったのですが、それが欠勤扱いにされてしまったのです。しかし、Dさんは当然ながら、この欠勤扱いについては疑問を抱いており、納得していません。

Eさんの時間外手当:45時間余の金額

EさんもC部局に所属していました。2010年4月ー2011年3月の期間、45時間あまりの時間外労働を行い、これがサービス残業になっていました。やはりその時間を集計して組合に相談し、組合がデータを事務当局に提出しました。Eさんも2011年度に入って、時間外手当を全額、取得しました。

メモをつける → 組合に相談する

DさんもEさんも、自分の時間外労働を克明にメモしていました。これが、とにかく時間外手当を実現した要因です。ただし、Dさんの取得金額が減額されたことは大きな問題です。

いま北大のなかでパソコンによる勤務時間管理の試行が始まっています。しかし、この方法には抜け道がいくらかもあると言われています。パソコンによる方法もさることながら、自分の時間外労働の実績は自分でメモしておくことです。北大の皆さん、そのメモを数ヵ月積み上げたのち、ぜひ組合に相談して下さい。

北大からサービス残業を一掃しよう！！

時間外労働を行ったら、大学は基本的にその手当を支払わなければなりません。時間外労働手当を要求するのは労働者の権利です。堂々とその権利を行使して、北大からいわゆるサービス残業を一掃しましょう。

2011年7月4日

北海道大学教職員組合

Tel/Fax 011-746-0967

E-mail:kumiai@ma4.seikyoku.ne.jp